

# 年度 市民税・県民税申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等の課税方式選択用)

越谷市長宛

年 月 日 提出

年1月1日の 現在の住所			
現住所			
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日

関与税理士

電話番号

**注意事項** この市民税・県民税申告書付表は、必ず市民税・県民税の申告書と一緒に提出していただく必要があります。

・市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。

・繰越損失額は、ご記入いただいた額で控除されない場合があります。

・上場株式等に係る配当所得等について、源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)及び一般口座での取引に係る所得については、申告不要とすることはできません。

**提出期限** 納税通知書が送達されるまで

**提出物** 該当年度の市民税・県民税申告書

・確定申告書控えの写し

・上場株式等に係る配当所得等に関する書類の写し(特定口座年間取引報告支払書・支払通知書など)

## ①確定申告した上場株式等の所得

上場株式等の配当所得	総合課税分		円	配当割額控除額		円	
	分離課税分		円				
上場株式等の譲渡所得				円	株式等譲渡所得割額控除額		円
本年から差し引く繰越損失額							円

## ②市民税・県民税の申告における課税方式(☑してください。)

- (1)  ①の上場株式等の配当所得等について、市民税・県民税では申告しません。  
 ①の上場株式等の配当所得等について、市民税・県民税では下記の所得として申告します。

上場株式等の配当所得	総合課税分		円	配当割額控除額		円
	分離課税分		円			
本年から差し引く繰越損失額	分離課税分					円

- (2)  ①の上場株式等の譲渡所得等について、市民税・県民税では申告しません。  
 ①の上場株式等の譲渡所得等について、市民税・県民税では下記の所得として申告します。

上場株式等の譲渡所得		円	株式等譲渡所得割額控除額		円
本年から差し引く繰越損失額					円

提出先 越谷市役所 市民税課  
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号  
電話:048-963-9144(直通)